

議 第 三 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十年三月十二日

提 出 者

議 員	提 出 者
花 木 則 彰	花 木 則 彰
福 島 か ず え	福 島 か ず え
嗟 峨 サ ダ 子	嗟 峨 サ ダ 子
ふ な や ま 由 美	ふ な や ま 由 美
高 見 の り 子	高 見 の り 子
す げ の 直 子	す げ の 直 子

仙 台 市 議 会 議 長
赤 間 次 彦 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の市政に関する調査研究」を「としての市政に関する調査研究活動」に改め、「関し」の下に「、使途の明確化、透明性の確保等適正な運用のため」を加える。

第三条第一項中「三十八万円」を「三十五万円」に改める。

第四条第三項中「調査研究」を「調査研究活動」に改める。

第七条の見出しを「（会派の経理）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 会派の代表者は、政務調査費による支出の決定を行うとともに、その適正な執行に努めなければならない。

3 経理責任者は、政務調査費の出納事務をつかさどり、出納簿その他の帳簿書類及び領収書その他の支出を証すべき書面を管理しなければならない。

第九条の見出しを「（収支状況報告書等の提出）」に改め、同条第五項中「第二項又は前項」を「第三項又は第五項」に改め、「収支状況報告書」の下に「並びに前項の規定により提出された領収書等の写し及び調査研究活動報告書（以下「収支状況報告書等」という。）」を加え、同項を同条第七項とする。

第九条第四項中「次条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項又は前項の規定により提出する収支状況報告書には、当該収支状況報告書に記載された政務調査費によるすべての支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し（次項において「領収書等の写し」という。）及び調査研究活動の概要を記載した調査研究活動報告書を添付しなければならない。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算定した額によることができる。

第十二条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（収支状況報告書等の保存）」に改め、同条中「第九条第二項又は第四項の規定により提出された収支状況報告書」を「収支状況報告書等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2 会派は、第七条第三項に規定する出納簿その他の帳簿書類及び領収書その他の支出を証すべき書面を、収支状況報告書等を議長に提出すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（収支状況報告書等の検査及び修正）

第十条 議長は、収支状況報告書等の提出を受けたときは、その内容を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者に対し、帳簿書類その他の資料の提示を求めることができる。

2 議長は、収支状況報告書等の内容が不適正であると認めるときは、会派の代表者に対し、その修正を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

理 由

政務調査費の交付に関し、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。